

パートナーシップ・ファミリーシップ制度  
ガイドブック

和歌山県紀の川市

## 1.はじめに

本市では、「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」の趣旨に基づき、一人ひとりの人権が尊重される豊かな社会の実現に向けて取り組みを進めています。

その中で、性的少数者をはじめ、誰もがその生き方を否定されず、個人として尊重され、安全・安心な暮らしを送ることができるよう「紀の川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入します。

この制度は、法律婚とは異なり、法律に基づく権利や義務は生じるものではありませんが、日常生活において、悩んでいる方が一人でも減少し、お互いに人格や多様性を理解し、寄り添うことを目的としています。

## 2.紀の川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

性別に関わらず、互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において継続的に協力をし合う関係であることを宣誓し、それを市が証明する制度です。

また、パートナーとなるお二人だけでなく、生計を同一とする子どもや親などご家族との関係も証明します。

性的少数者に限らず、様々な事情により、婚姻の意思があっても、現行の婚姻制度では不都合がある事実婚の方々も対象となります。

## 3.宣誓をすることができる方

宣誓をされるには、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

### (1) パートナーシップの宣誓をするとき

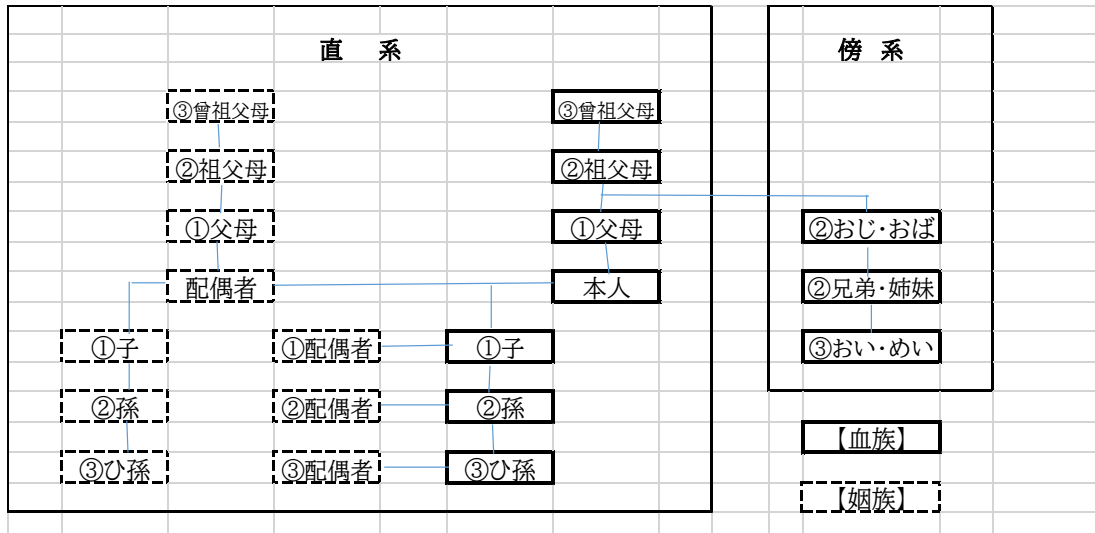
- ・双方が成年であること（満18歳以上）
- ・双方とも紀の川市民、または、これから紀の川市へ転入を予定している方（宣誓の届出の日から1か月以内）
- ・双方とも法律上の婚姻関係にない方
- ・双方とも、他の方とパートナーシップ関係にないこと。
- ・お互いに近親者でないこと。（ただし、養子縁組をしたことにより近親者になった場合は除く。）

### (2) ファミリーシップの宣誓をするとき

- ・子どもや親をファミリーシップとして宣言する場合は、いずれかのパー

トナーと生計が同一であること

◆ 宣誓ができない関係（近親者等）



#### 4. 宣誓に必要な書類

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（別記様式第1号）

- ・ 宣誓書は、本庁人権施策推進課・各支所・出張所窓口または紀の川市のホームページからダウンロードすることができます。原則、本人の自署が必要です。

(2) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（3カ月以内に発行されたもの）

- ・ 紀の川市に住所を有していないときは、紀の川市への転入予定の事実が確認できる書類が必要です。（例：転出証明書、賃貸契約書）

(3) 婚姻をしていないことが確認できる書類（3カ月以内に発行されたもの）

※次のいずれかの書類

- ・ 戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）または戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- ・ 外国籍の方は、大使館等が発行する独身証明書や婚姻要件具備証明書など（日本語訳添付）

(4) ファミリーシップの宣誓の届出をする場合は、関係がわかる書類

- ・ 戸籍抄本、住民票の写しなど（3カ月以内に発行されたもの）

(5) 本人確認ができるもの

本人確認ができる書類を1点または2点をお持ちください。

| 1 点の提示で足りるもの                                                                                                                                                                    | 2 点の提示が必要なもの                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイナンバーカード</li> <li>・ パスポート</li> <li>・ 運転免許所</li> <li>・ 住民基本台帳カード（顔写真付き）</li> <li>・ 在留カード</li> <li>・ その他、官公署が発行した顔写真付きの証明書など</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民基本台帳カード（顔写真なし）</li> <li>・ 国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険の被保険者証</li> <li>・ 共済組合員証</li> <li>・ 年金手帳</li> <li>・ 国民年金、厚生年金保険の年金証書</li> <li>・ 学生証、法人が発行した身分証明証</li> </ul> |

（６）通称名を使用する場合は、日常生活において使用していることが確認できる書類

- ・ 郵便物、各種会員証など

## 5. 宣誓の届出の流れ

### （１）宣誓届出日の予約

届出希望日（土日祝日、年末年始除く）の 7 日前までに、電話または電子メールにて予約をお願いします。

※電 話：0 7 3 6 - 7 7 - 2 5 1 1（代表番号）人権施策推進課

※電子メール：[k050300-001@city.kinokawa.lg.jp](mailto:k050300-001@city.kinokawa.lg.jp)

〈予約時に以下のことをお伝えください。〉

- ・ 宣誓希望日時…平日午前 9 時～午後 5 時
- ・ 宣誓をされるお二人の氏名・住所・連絡先
- ・ 宣誓の内容（パートナーシップか、ファミリーシップか）
- ・ 個室の希望の有無

### （２）宣誓書の提出

予約した日時に必要書類を持って、原則、お二人揃って人権施策推進課へお越しください。（ご家族として届け出る子どもや親などはお越しいただかなくても大丈夫です。）

### (3) 宣誓書受領証の交付

宣誓書の届出の日から約1週間後に宣誓書受領証を交付しますので、本人確認ができるものを持って、人権施策推進課へお二人でお越しください。

来庁が難しい場合は郵送いたします。

## 6. 宣誓書受領証の再交付

「紀の川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」を紛失、棄損、汚損などしたときは、再交付の申請ができます。郵送での受付も可能です。

### 〈提出書類〉

(1) 紀の川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請書

(2) 交付済の宣誓書受領証（紛失の場合は不要）

### 〈必要書類〉

・本人確認ができるもの

（郵送による申請の場合は、本人確認ができるものの写しを同封してください。）

## 7. 宣誓内容の変更

次のような宣誓書に記載した内容に変更があった場合は、変更の届出をしてください。〈必要書類〉

・本人確認ができるもの

（郵送による申請の場合は、本人確認ができるものの写しを同封してください。）

・氏名や通称名の変更があったとき

・住所の変更があったとき

・ファミリーシップ対象者を追加するとき

・ファミリーシップ対象者がその対象でなくなったとき

### 〈提出書類〉

(1) 紀の川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載事項変更届

(2) 変更の内容がわかるもの (3 カ月以内に発行されたもの)

戸籍抄本、住民票の写し、日常生活において通称名を使用しているものがわかるもの 等

(3) 交付済の宣誓書受領証 (紛失の場合は不要)

〈必要書類〉

・ 本人確認ができるもの

(郵送による申請の場合は、本人確認ができるものの写しを同封してください。)

## 8. 受領証の返還

次の場合は宣誓書受領証等を返還してください。郵政での受付も可能です。

- ・ パートナースhip・ファミリーシップを解消したとき
- ・ 二人のいずれかが死亡したとき
- ・ 宣誓の要件に該当しなくなったとき

〈提出書類〉

(1) 紀の川市パートナースhip・ファミリーシップ宣誓書受領証返還届

(2) 交付済の宣誓書受領証 (紛失の場合は不要)

〈必要書類〉

・ 本人確認ができるもの

(郵送による申請の場合は、本人確認ができるものの写しを同封してください。)

※ファミリーシップ対象の子どもがいる場合、パートナーの一方が亡くなられても、残された方々が引き続きファミリーシップの関係継続を希望し、生計を同一としている場合は、返還の必要はありません。

(但し、7 宣誓内容の変更は必要となります。)

## 9. 宣誓の無効

虚偽の申請や要件に反していることが判明した場合や、宣誓書受領証等の不正利用や虚偽等が認められた場合は、宣誓の届出を無効とし、宣誓書受領証等の返還を求めます。